



平成 29 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 トヨタ自動車株式会社
代 表 者 取締役社長 豊田 章男
(コード番号 7 2 0 3)
お問合せ先 経 理 部 長 近 健 太
(TEL. 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 4 日開催の当社取締役会において、マツダ株式会社（以下「マツダ」といいます。）との間で業務資本提携（以下「本提携」といいます。）に関する合意書を締結することに関連して、マツダに対する第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 29 年 10 月 2 日
(2) 処分株式数	普通株式 8,293,300 株
(3) 処分価額	1 株につき 6,029 円
(4) 処分価額の総額	50,000,305,700 円
(5) 処分又は割当方法 (処分予定先)	第三者割当の方法により、全株式をマツダに割り当てる
(6) 処分後の自己株式数	本自己株式処分後における当社の保有する自己株式数：279,818,962 株(注) (注) 平成 29 年 6 月 30 日現在の自己株式数 288,112,262 株から処分株式数 8,293,300 株を控除した株式数を記載しております。なお、現在、自己 株式の取得を行っているため、上記の自己株式数は変動する可能性が あります。
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 処分の目的及び理由

当社とマツダは、業務提携を行うことにより、両社の企業価値向上に繋がるものと考えており、両社の長期的なパートナー関係の発展・強化のために、相互に株式を保有する形での資本提携が必要と判断いたしました。（詳細につきましては、本日公表しておりますマツダとの共同リリース「トヨタ自動車株式会社とマツダ株式会社の持続的な協業関係の強化及び業務資本提携に関する合意書締結のお知らせ」をご参照ください。）

本第三者割当は、本提携の一環として行われるものであり、当社が第三者割当による自己株式の処分を行い、当社の普通株式 8,293,300 株（発行済株式総数の 0.25%、総額 500 億円）をマツダが取得いたします。同時に、マツダが発行する新株式 31,928,500 株（増資後の発行済株式総数の 5.05%、総額 500 億円）を第三者割当の方法により当社が取得いたします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	50,000,305,700円
② 発行諸費用の概算額	1,000,000円
③ 差引手取概算額	49,999,305,700円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

手取金の使途につきましては、業務提携の一つである米国での完成車の生産合弁会社の設立に係る設備投資資金（総額 16 億米ドル（約 1,760 億円※））のうち、両社折半により当社が負担する 8 億米ドル（約 880 億円※）の一部に充当する予定であり、支出予定時期は平成 29 年度から平成 32 年度頃を予定しております。なお、当該設備投資資金の当社負担金額のうち、手取金で不足する金額については、自己資金又は将来の資金調達により賄うことを考えております。また、実際に支出するまでの手取金につきましては、銀行預金等にて管理する予定です。

※為替レート：平成 29 年 7 月 31 日時点の値である 1 米ドル＝110 円で換算

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金の使途である米国での完成車の生産合弁会社の設立に関する設備投資は当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当により調達する資金の使途については合理性があるものと判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分の処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日から遡る 3 ヶ月間（平成 29 年 5 月 8 日から平成 29 年 8 月 3 日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値の単純平均値である 6,029 円（円未満切捨）といたしました。

直近 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用することといたしましたのは、特定の一時点を基準とするのではなく直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動などの特殊要因を排除でき、客観性が高いと考えられ、また、当社は平成 29 年 5 月 10 日に「平成 29 年 3 月期 決算短信[米国基準]（連結）」において平成 29 年 3 月期の連結業績及び平成 30 年 3 月期の連結業績予想等を公表しており、同日以降の株式市場で形成された株価がより当社の直近の経営成績及び財政状況並びに今後の見通しを反映しており、当該決算発表後の期間と概ね同じ期間である 3 ヶ月間の平均値を採用することが合理的であると判断したためです。

かかる処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 29 年 8 月 3 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 6,225 円に対して 3.1%（小数点以下第二位を四捨五入。本項において以下同じです。）のディスカウント、直前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 6,188 円（円未満切捨。本項において以下同じです。）に対して 2.6%のディスカウント、直前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 6,117 円に対して 1.4%のディスカウントとなっており、いずれの期間においても、割当予定先にとって、特に有利なものではないと判断いたしました。

また、本第三者割当にかかる取締役会に出席した当社監査役 6 名（うち、社外監査役 3 名）の全員から、当該処分価額の算定根拠には合理性があり、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は8,293,300株（議決権個数82,933個）であり、これは、平成29年8月4日現在の当社株式の発行済株式総数3,310,097,492株に対して0.25%（平成29年3月31日現在の総議決権数30,128,312個に対する割合0.28%）に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、本自己株式処分は本提携の一環として行うものであることから、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

(平成29年3月31日現在)

(1) 名 称	マツダ株式会社			
(2) 所 在 地	広島県安芸郡府中町新地3番1号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小飼 雅道			
(4) 事 業 内 容	乗用車・トラックの製造、販売等			
(5) 資 本 金	258,957百万円			
(6) 設 立 年 月 日	大正9年1月30日			
(7) 発 行 済 株 式 数	599,875,479株			
(8) 決 算 期	3月末			
(9) 従 業 員 数	(連結) 48,849人			
(10) 主 要 取 引 先	—			
(11) 主 要 取 引 銀 行	—			
(12) 大株主および持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 6.53% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4.60% 株式会社三井住友銀行 2.14% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) 1.94% ザ バンク オブ ニューヨーク 133972 1.55% チェース マンハッタンバンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ 1.46% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) 1.43% ステートストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234 1.43% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2) 1.42% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7) 1.41%			
(13) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社は、車両の供給を受けております。また、当社は、ハイブリッドシステムの技術ライセンス供与を行っております。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 当該会社の最近3年間の連結経営成績および連結財政状態	決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連 結 純 資 産		891,326百万円	976,723百万円	1,064,038百万円
連 結 総 資 産		2,473,287百万円	2,548,401百万円	2,524,552百万円
1株当たり連結純資産		1,454.61円	1,595.83円	1,738.70円
連 結 売 上 高		3,033,899百万円	3,406,603百万円	3,214,363百万円

連結営業利益	202,888百万円	226,775百万円	125,687百万円
連結経常利益	212,566百万円	223,563百万円	139,512百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	158,808百万円	134,419百万円	93,780百万円
1株当たり連結当期純利益	265.64円	224.85円	156.87円
1株当たり配当金	10.00円	30.00円	35.00円

(注) 処分予定先であるマツダは、東京証券取引所に上場しており、マツダが東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、マツダ及びその役員が反社会的勢力とは一切関係が無いと判断しております。

(2) 処分予定先を選定した理由

前記「2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 処分予定先の保有方針

当社は、マツダより、本第三者割当により取得する当社普通株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、マツダより、払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに書面により当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先であるマツダの第151期有価証券報告書(平成29年6月29日提出)における貸借対照表の現金及び預金の状況等により、割当予定先が本第三者割当に係る払込みに必要な現金預金を有していることを確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前(平成29年3月31日現在)		処分後	
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	11.01%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	11.01%
(株)豊田自動織機	6.93%	(株)豊田自動織機	6.93%
日本マスタートラスト信託銀行(株)	4.73%	日本マスタートラスト信託銀行(株)	4.73%
日本生命保険(相)	3.64%	日本生命保険(相)	3.64%
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	3.14%	ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	3.14%
(株)デンソー	2.62%	(株)デンソー	2.62%
ジェーピー モルガン チェース バンク (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	2.18%	ジェーピー モルガン チェース バンク (常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	2.18%
三井住友海上火災保険(株)	1.84%	三井住友海上火災保険(株)	1.84%
資産管理サービス信託銀行(株)	1.78%	資産管理サービス信託銀行(株)	1.78%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ (常任代理人(株)三井住友銀行)	1.69%	ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ (常任代理人(株)三井住友銀行)	1.69%

(注) 平成29年3月31日時点の株主名簿を基準とし、持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当による当社の平成30年3月期連結業績に与える影響は軽微であると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	27,234,521百万円	28,403,118百万円	27,597,193百万円
税金等調整前当期純利益	2,892,828百万円	2,983,381百万円	2,193,825百万円
当社株主に帰属する当期純利益	2,173,338百万円	2,312,694百万円	1,831,109百万円
基本1株当たり当社普通株主に帰属する当期純利益	688.02円	741.36円	605.47円
1株当たり配当金	200.00円	210.00円	210.00円
1株当たり株主資本	5,334.96円	5,513.08円	5,887.88円

(注1) 当社の連結決算は米国会計基準を採用しており、「経常利益」に該当する項目がないため記載を省略しております。

(注2) 当社の連結決算は米国会計基準を採用しており、「1株当たり連結純資産」に該当する項目がないため、「1株当たり株主資本」の数値を記載しています。

(注3) 「1株当たり配当金」は普通株式に係る配当金を記載しています。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 3,262,997,492株 AA型種類株式 47,100,000株 合計 3,310,097,492株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	普通株式 2,357,300株	0.07%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	5,839円	8,268円	5,930円
高値	8,783円	8,700円	7,215円
安値	5,205円	5,703円	4,917円
終値	8,383円	5,952円	6,042円

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月(注)
始 値	6,420円	6,087円	6,024円	5,935円	5,893円	6,239円
高 値	6,550円	6,154円	6,242円	6,097円	6,282円	6,347円
安 値	6,042円	5,670円	5,923円	5,768円	5,887円	6,202円
終 値	6,042円	6,035円	5,932円	5,893円	6,234円	6,225円

(注) 平成29年8月の株価につきましては、8月3日までの状況であります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年8月3日
始 値	6,311円
高 値	6,313円
安 値	6,202円
終 値	6,225円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による自己株式の処分

処分期日	平成26年9月18日
調達資金の額	30,000,000円
処分価額	1株につき1円
処分時における発行済株式数	3,447,997,492株
処分株式数	30,000,000株
処分後における発行済株式数	3,447,997,492株
処分先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(トヨタ・モビリティ基金口)(三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)
処分時における当初の資金用途	全額を一般財団法人トヨタ・モビリティ基金の設立準備費用に充当
処分時における支出予定時期	平成26年9月18日以降
現時点における充当状況	当初の予定とおりに充当済

② 公募増資(公募による第1回AA型種類株式の発行)

払込期日	平成27年7月24日
調達資金の額	499,165,800,000円
発行価額	1株につき10,598円
募集時における発行済株式数	普通株式 3,417,997,492株 第1回AA型種類株式 0株 合 計 3,417,997,492株
当該募集による発行株式数	第1回AA型種類株式 47,100,000株
募集後における発行済株式数	普通株式 3,417,997,492株 第1回AA型種類株式 47,100,000株 合 計 3,465,097,492株
発行時における当初の資金用途	燃料電池車開発、インフラストラクチャー研究及び情報化・高度知能化モビリティ技術開発等の次世代イノベーションのための研究開発資金
発行時における支出予定時期	平成28年3月末まで
現時点における充当状況	当初の予定とおりに充当済

11. 処分要項

- | | |
|--|------------------|
| (1) 株式の種類及び数 | 普通株式 8,293,300 株 |
| (2) 払込金額 | 1 株につき 6,029 円 |
| (3) 払込金額の総額 | 50,000,305,700 円 |
| (4) 処分又は割当の方法 | 第三者割当による自己株式処分 |
| (5) 処分予定先 | マツダ |
| (6) 払込期日 | 平成 29 年 10 月 2 日 |
| (7) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とする。 | |

以 上